

●【一般建築物(戸建住宅)】と【大型建築物】の区別

大型建築物とは、集合住宅やビルやマンションなどです

【一般建築物(戸建住宅)】と【大型建築物】の区別

- * 建物の高さが4階以上の場合は【大型建築物】

建物の高さが4階以上になると【大型建築物】に分類されます。



一般建築物 ↔ 大型建築物

- * 集合住宅の場合
6戸以下は【一般建築物】

集合住宅の場合は、6戸までなら【戸建住宅対応】、それ以上の規模ならば【大型建築物対応】に分類されます。

